

# 第3四半期報告書

本書は、EDINET (Electronic Disclosure for Investors' NETwork) システムを利用して金融庁に提出した第3四半期報告書の記載事項を、紙媒体として作成したものであります。

株式会社ビットアイル

(E05605)

# 目 次

【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	3
3 【関係会社の状況】	3
4 【従業員の状況】	3
第2 【事業の状況】	4
1 【生産、受注及び販売の状況】	4
2 【経営上の重要な契約等】	4
3 【財政状態及び経営成績の分析】	5
第3 【設備の状況】	6
第4 【提出会社の状況】	7
1 【株式等の状況】	7
(1) 【株式の総数等】	7
【株式の総数】	7
【発行済株式】	7
(2) 【新株予約権等の状況】	8
(3) 【ライツプランの内容】	21
(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】	21
(5) 【大株主の状況】	21
(6) 【議決権の状況】	22
【発行済株式】	22
【自己株式等】	22
2 【株価の推移】	22
【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】	22
3 【役員の状況】	22
第5 【経理の状況】	23
1 【四半期連結財務諸表】	24
(1) 【四半期連結貸借対照表】	24
(2) 【四半期連結損益計算書】	26
【第3四半期連結累計期間】	26
【第3四半期連結会計期間】	27
(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】	28
【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】	30

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】	30
【注記事項】	31
【事業の種類別セグメント情報】	32
【所在地別セグメント情報】	32
【海外売上高】	32
2 【その他】	33
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	34
レビュー報告書	巻末

## 【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年6月12日
【四半期会計期間】	第10期第3四半期（自平成21年2月1日至平成21年4月30日）
【会社名】	株式会社ビットアイル
【英訳名】	Bit-isle Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長兼CEO 寺田 航平
【本店の所在の場所】	東京都港区東新橋一丁目9番2号
【電話番号】	03-6252-3520（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役CFO 清田 卓生
【最寄りの連絡場所】	東京都港区東新橋一丁目9番2号
【電話番号】	03-6252-3520（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役CFO 清田 卓生
【縦覧に供する場所】	株式会社大阪証券取引所 （大阪市中央区北浜一丁目8番16号）

## 第一部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

回次	第10期 第3四半期 連結累計期間	第10期 第3四半期 連結会計期間	第9期
会計期間	自平成20年8月1日 至平成21年4月30日	自平成21年2月1日 至平成21年4月30日	自平成19年8月1日 至平成20年7月31日
売上高(千円)	5,712,921	1,996,299	6,835,055
経常利益(千円)	447,718	22,424	1,125,831
四半期(当期)純利益又は四半期純損失 ( ) (千円)	238,830	16,260	559,903
純資産額(千円)	-	5,718,324	5,502,599
総資産額(千円)	-	22,880,618	16,846,807
1株当たり純資産額(円)	-	34,096.93	33,012.99
1株当たり四半期(当期)純利益金額又は四 半期純損失金額( )(円)	1,448.29	98.30	3,382.42
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純 利益金額(円)	1,428.04	-	3,317.82
自己資本比率(%)	-	24.7	32.3
営業活動による キャッシュ・フロー(千円)	59,303	-	1,997,889
投資活動による キャッシュ・フロー(千円)	3,751,993	-	6,589,429
財務活動による キャッシュ・フロー(千円)	6,282,237	-	3,071,664
現金及び現金同等物の四半期末(期末)残高 (千円)	-	3,604,123	1,014,574
従業員数(人)	-	155	118

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には消費税等は含んでおりません。

3. 第10期第3四半期連結会計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。

## 2【事業の内容】

当第3四半期連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

## 3【関係会社の状況】

当第3四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

## 4【従業員の状況】

### (1) 連結会社の状況

平成21年4月30日現在

従業員数（人）	155
---------	-----

(注) 1. 従業員数は就業人員であります。

2. 従業員数が当第3四半期連結会計期間において、11人増加したのは、主として業容拡大に伴う新卒者の採用及び期中採用によるものであります。

### (2) 提出会社の状況

平成21年4月30日現在

従業員数（人）	88
---------	----

(注) 1. 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除く）であります。

2. 従業員数が当第3四半期会計期間において、10人増加したのは、主として業容拡大に伴う新卒者の採用及び期中採用によるものであります。

## 第2【事業の状況】

### 1【生産、受注及び販売の状況】

#### (1) 生産実績

当社グループは、生産に該当する事項がないため、生産実績に関する記載はしていません。

#### (2) 受注状況

当社グループは、受注生産を行っておりませんので、受注実績に関する記載はしていません。

#### (3) 販売実績

当第3四半期連結会計期間における販売実績を販売サービス別に示すと、次のとおりであります。

販売サービスの名称	当第3四半期連結会計期間 (自 平成21年2月1日 至 平成21年4月30日)	
	金額(千円)	前年同期比(%)
iDCサービス	1,654,361	-
マネージドサービス	257,653	-
ソリューションサービス	84,283	-
合計	1,996,299	-

(注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	当第3四半期連結会計期間 (自 平成21年2月1日 至 平成21年4月30日)	
	金額(千円)	割合(%)
株式会社ブロードバンドタワー	294,808	14.8

### 2【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

### 3【財政状態及び経営成績の分析】

#### (1) 業績の状況

当第3四半期連結会計期間（平成21年2月1日から平成21年4月30日まで）におけるわが国経済は、米国のサブプライムローン問題などに端を発して長期に及んでいる世界的な経済環境悪化の影響を受け、企業収益の大幅な減少や雇用情勢の急速な悪化等により、極めて厳しい状況となっております。

一方、ITアウトソーシング市場に関しましては、このような経済環境の中、一部企業によるサービスの撤退や縮小により影響を受けているものの、業務効率の改善やスリム化のためのアウトソーシングの利用や、IT機器や技術の進歩に伴う新規サービスの開発や既存サービスの改良、電子マネーを始めとするITの一般ユーザーへの普及に対応した設備投資などによる需要は依然強く、後退局面にある経済環境の中、比較的堅調な市場環境であるといえます。

このような環境の下、当社グループは、平成20年11月に竣工した第4データセンターのサービス提供を平成21年2月より開始し、市場の底堅い需要に対して確実にサービス供給量の拡大を図っております。当第3四半期連結会計期間は、第4データセンターに関して、経済環境の影響を受け、一部顧客との間のサービス利用契約締結の遅れ等による計画未達があるものの、着実に取引顧客数、提供ラック数を増加させることができ、第4四半期以降の大口顧客とのサービス利用契約締結の準備も着実に進めております。また、当第3四半期連結会計期間は、引き続きマネージドサービスやソリューションサービスにおける新サービスの開発や内製化も着実に進め、「総合ITアウトソーシング事業」の基盤を構築し、顧客企業のニーズにより幅広くよりスピーディーに対応する体制整備を行ってまいりました。

以上の結果、当第3四半期連結会計期間の売上高は1,996百万円、営業利益84百万円、経常利益22百万円となり、四半期純損失は16百万円となりました。

サービス別の状況は次の通りであります。

iDCサービスにおきましては、堅調な市場環境を背景として提供ラック数は着実に増加させることが出来たものの、期初に計画しておりました中大口案件に関しまして、経済環境の影響も受け、契約の締結が遅れ、売上高、利益とも計画値を下回る結果となりました。

この結果、iDCサービスの当第3四半期連結会計期間の売上高は1,654百万円となりました。

マネージドサービスにおきましては、確実なラインナップの強化により売上を伸ばすとともに、サービスの内製化も順調に進み、売上面、収益面のいずれも向上いたしました。

この結果、マネージドサービスの当第3四半期連結会計期間の売上高は257百万円となりました。

ソリューションサービスにおきましては、子会社株式会社ビットサーフにおける人材サービスの提供、子会社株式会社テラスにおけるシステム開発受託から動画配信等のプラットフォームサービスの提供等を確実に実行する体制を、前期に引き続き構築・強化しております。

この結果、ソリューションサービスの当第3四半期連結会計期間の売上高は84百万円となりました。

#### (2) キャッシュ・フローの状況

当第3四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、第2四半期連結会計期間末に比べ882百万円減少し、3,604百万円となりました。

当第3四半期連結会計期間におけるキャッシュ・フローの状況は、次の通りであります。

##### （営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動により獲得した資金は、32百万円となりました。

これは主に、減価償却費341百万円、未収消費税の増加77百万円、法人税等の支払額304百万円等の要因によるものであります。

##### （投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動により使用した資金は、634百万円となりました。

これは主に、第4データセンター等に係る有形固定資産の取得による支出2,253百万円及びリースに組み替えるために売却したことによる収入1,677百万円等の要因によるものであります。

##### （財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動により使用した資金は、280百万円となりました。

これは主に、借入金の返済による支出5,688百万円、借入れによる収入5,400百万円等の要因によるものであります。

#### (3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結会計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

#### (4) 研究開発活動

該当事項はありません。

### 第3【設備の状況】

#### (1) 主要な設備の状況

当第3四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

#### (2) 設備の新設、除却等の計画

当第3四半期連結会計期間において、前四半期連結会計期間末において計画中であった重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。また、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

## 第4【提出会社の状況】

### 1【株式等の状況】

#### (1)【株式の総数等】

##### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	545,000
計	545,000

##### 【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末現在発行数(株) (平成21年4月30日)	提出日現在発行数(株) (平成21年6月12日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	168,220	168,220	大阪証券取引所 (ヘラクレス)	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式 (注1)
計	168,220	168,220	-	-

(注) 1. 単元株制度を採用していないため、単元株式数はありません。

2. 「提出日現在発行数」欄には、平成21年6月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の権利行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

株主総会の特別決議日（平成16年5月18日）（第1回新株予約権）	
区分	第3四半期会計期間末現在 （平成21年4月30日）
新株予約権の数（個）	40
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	400（注）1，6
新株予約権の行使時の払込金額（円）	20,000（注）2，6
新株予約権の行使期間	平成18年5月19日から 平成26年5月18日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 20,000（注）6 資本組入額 10,000（注）6
新株予約権の行使の条件	（注）3
新株予約権の譲渡に関する事項	（注）3
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注) 1. 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端株については、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行うものとします。

2. 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により1株当りの払込金額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後1株当り払込金額} = \text{調整前1株当り払込金額} \times \frac{1}{\text{分割または併合の比率}}$$

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める払込金額の調整を行うものとします。

3. 新株予約権の行使条件および譲渡に関する事項は次のとおりであります。

本新株予約権者は、権利行使時において当社または当社の関係会社の取締役、監査役又は使用人であることを要する。

新株予約権の相続人による新株予約権の行使は認めない。

新株予約権者が法令または当社の内部規律に違反する行為を行った場合、新株予約権の行使は認めない。

新株予約権の質入れその他一切の処分は認めない。

その他の条件については、本総会決議および取締役会決議に基づき、当社と当社の取締役、監査役および使用人ならびに当社子会社（孫会社を含む）の取締役、監査役および使用人との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

4. 新株予約権の消却事由および条件は次のとおりであります。

当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案または株式移転の議案が株主総会で承認された場合、当社は新株予約権を無償で消却することができる。

新株予約権者が権利行使する前に、新株予約権者が前記、「新株予約権の行使の条件」に該当しなくなった場合には、当社は当該新株予約権を無償で消却することができる。

新株予約権者が当社所定の書面により新株予約権の全部または一部を放棄する旨を申し出た場合には、当社は当該新株予約権を無償で消却することができる。

5. 当初付与した新株予約権500個のうち140個につきましては、第3四半期会計期間末までに退職または放棄により失権しております。

6. 平成18年4月7日付（1：2）及び平成19年4月28日付（1：5）で株式の分割により、各数値の調整を行っております。

## 株主総会の特別決議日（平成17年3月9日）（第3回新株予約権）

区分	第3四半期会計期間末現在 （平成21年4月30日）
新株予約権の数（個）	347
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	3,470（注）1，6
新株予約権の行使時の払込金額（円）	50,000（注）2，6
新株予約権の行使期間	平成19年3月10日から 平成27年3月9日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価額 50,000（注）6 資本組入額 25,000（注）6
新株予約権の行使の条件	（注）3
新株予約権の譲渡に関する事項	（注）3
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

（注）1．当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端株については、これを切り捨てるものとします。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行うものとします。

2．当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により1株当りの払込金額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後1株当り払込金額} = \text{調整前1株当り払込金額} \times \frac{1}{\text{分割または併合の比率}}$$

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める払込金額の調整を行うものとします。

3．新株予約権の行使条件および譲渡に関する事項は次のとおりであります。

本新株予約権者は、権利行使時において当社または当社の関係会社の取締役、監査役又は使用人であることを要する。

新株予約権の相続人による新株予約権の行使は認めない。

新株予約権者が法令または当社の内部規律に違反する行為を行った場合、新株予約権の行使は認めない。

新株予約権の質入れその他一切の処分は認めない。

その他の条件については、本総会決議および取締役会決議に基づき、当社と当社の取締役、監査役および使用人ならびに当社子会社（孫会社を含む）の取締役、監査役および使用人との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

4．新株予約権の消却事由および条件は次のとおりであります。

当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案または株式移転の議案が株主総会で承認された場合、当社は新株予約権を無償で消却することができる。

新株予約権者が権利行使する前に、新株予約権者が前記、「新株予約権の行使の条件」に該当しなくなった場合には、当社は当該新株予約権を無償で消却することができる。

新株予約権者が当社所定の書面により新株予約権の全部または一部を放棄する旨を申し出た場合には、当社は当該新株予約権を無償で消却することができる。

5．当初付与した新株予約権500個のうち3個につきましては、第3四半期会計期間末までに退職または放棄により失権しております。

6．平成18年4月7日付（1：2）及び平成19年4月28日付（1：5）で株式の分割により、各数値の調整を行っております。

## 株主総会の特別決議日（平成17年10月25日）（第4回新株予約権）

区分	第3四半期会計期間末現在 （平成21年4月30日）
新株予約権の数（個）	30
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	300（注）1，5
新株予約権の行使時の払込金額（円）	50,000（注）2，5
新株予約権の行使期間	平成19年10月26日から 平成27年10月25日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価額 50,000（注）5 資本組入額 25,000（注）5
新株予約権の行使の条件	（注）3
新株予約権の譲渡に関する事項	（注）3
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

（注）1．当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端株については、これを切り捨てるものとします。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行うものとします。

2．当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により1株当りの払込金額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後1株当り払込金額} = \text{調整前1株当り払込金額} \times \frac{1}{\text{分割または併合の比率}}$$

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める払込金額の調整を行うものとします。

3．新株予約権の行使条件および譲渡に関する事項は次のとおりであります。

本新株予約権者は、権利行使時において当社または当社の関係会社の取締役、監査役又は使用人であることを要する。

新株予約権の相続人による新株予約権の行使は認めない。

新株予約権者が法令または当社の内部規律に違反する行為を行った場合、新株予約権の行使は認めない。

新株予約権の質入れその他一切の処分は認めない。

その他の条件については、本総会決議および取締役会決議に基づき、当社と当社の取締役、監査役および使用人ならびに当社子会社（孫会社を含む）の取締役、監査役および使用人との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

4．新株予約権の消却事由および条件は次のとおりであります。

当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案または株式移転の議案が株主総会で承認された場合、当社は新株予約権を無償で消却することができる。

新株予約権者が権利行使する前に、新株予約権者が前記、「新株予約権の行使の条件」に該当しなくなった場合には、当社は当該新株予約権を無償で消却することができる。

新株予約権者が当社所定の書面により新株予約権の全部または一部を放棄する旨を申し出た場合には、当社は当該新株予約権を無償で消却することができる。

5．平成18年4月7日付（1：2）及び平成19年4月28日付（1：5）で株式の分割により、各数値の調整を行っております。

株主総会の決議日（平成18年10月26日）（第5回新株予約権）	
区分	第3四半期会計期間末現在 （平成21年4月30日）
新株予約権の数（個）	363
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	1,815（注）1,7
新株予約権の行使時の払込金額（円）	116,963（注）2,7
新株予約権の行使期間	平成20年10月27日から 平成28年10月26日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価額 116,963（注）7 資本組入額 58,482（注）7
新株予約権の行使の条件	（注）3
新株予約権の譲渡に関する事項	（注）3
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）5

（注）1．当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端株については、これを切り捨てるものとします。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行うものとします。

2．当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により1株当りの払込金額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後1株当り払込金額} = \text{調整前1株当り払込金額} \times \frac{1}{\text{分割または併合の比率}}$$

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める払込金額の調整を行うものとします。

3．新株予約権の行使条件および譲渡に関する事項は次のとおりであります。

本新株予約権者は、本新株予約権付与時より権利行使時までの間継続して当社または当社の関係会社の取締役、監査役または使用人であることを要する。

本新株予約権者が取締役、監査役または使用人の地位を喪失した場合であっても、以下の各号に定める事由に基づく場合には新株予約権を行使することができるものとする。

（イ）本新株予約権者である取締役および監査役が任期満了により退任した場合

（ロ）本新株予約権者が会社の承認に基づき関係会社へ移籍した場合

（ハ）本新株予約権者である使用人が定年退職した場合

（ニ）本新株予約権者である使用人がやむをえない業務上の都合により解雇された場合で取締役会が特に承認した場合

新株予約権の相続人による新株予約権の行使は認めない。

新株予約権者が法令または当社の内部規律に違反する行為を行った場合、新株予約権の行使は認めない。

新株予約権の質入れその他一切の処分は認めない。

その他の条件については、当社と当社の取締役、監査役および使用人ならびに当社子会社（孫会社を含む）の取締役、監査役および使用人との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

4．新株予約権の取得の条件は次のとおりであります。

当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案が当社株主総会で承認された場合、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合（いずれも、株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別に定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

当社は、新株予約権の割当てを受けた者またはその相続人が、本総会決議及び取締役会決議に基づき当社と対象取締役、監査役及び使用人（顧問及び子会社使用人を含む）との間で締結する「新株予約権割当契約」による新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当社取締役会が別に定める日に、当該新株予約権を無償で取得することができる。

5. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、組織再編行為前の条件に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上調整して得られる再編後払込金額に上記に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる額とする。

新株予約権を行使することができる期間

組織再編行為前における新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、組織再編行為前における新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

組織再編行為前の条件に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要する。

新株予約権の取得の条件

組織再編行為前の条件に準じて決定する。

6. 当初付与した新株予約権420個のうち57個につきましては、第3四半期会計期間末までに退職または放棄により失権しております。
7. 平成19年4月28日付（1：5）で株式の分割により、各数値の調整を行っております。

株主総会の決議日（平成18年10月26日）（第6回新株予約権）	
区分	第3四半期会計期間末現在 （平成21年4月30日）
新株予約権の数（個）	64
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	320（注）1, 7
新株予約権の行使時の払込金額（円）	65,271（注）2, 7
新株予約権の行使期間	平成20年10月27日から 平成28年10月26日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価額 65,271（注）7 資本組入額 32,636（注）7
新株予約権の行使の条件	（注）3
新株予約権の譲渡に関する事項	（注）3
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）5

（注）1．当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端株については、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行うものとします。

2．当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により1株当りの払込金額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後1株当り払込金額} = \text{調整前1株当り払込金額} \times \frac{1}{\text{分割または併合の比率}}$$

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める払込金額の調整を行うものとします。

3．新株予約権の行使条件および譲渡に関する事項は次のとおりであります。

本新株予約権者は、本新株予約権付与時より権利行使時までの間継続して当社または当社の関係会社の取締役、監査役または使用人であることを要する。

本新株予約権者が取締役、監査役または使用人の地位を喪失した場合であっても、以下の各号に定める事由に基づく場合には新株予約権を行使することができるものとする。

（イ）本新株予約権者である取締役および監査役が任期満了により退任した場合

（ロ）本新株予約権者が会社の承認に基づき関係会社へ移籍した場合

（ハ）本新株予約権者である使用人が定年退職した場合

（ニ）本新株予約権者である使用人がやむをえない業務上の都合により解雇された場合で取締役会が特に承認した場合

新株予約権の相続人による新株予約権の行使は認めない。

新株予約権者が法令または当社の内部規律に違反する行為を行った場合、新株予約権の行使は認めない。

新株予約権の質入れその他一切の処分は認めない。

その他の条件については、当社と当社の取締役、監査役および使用人ならびに当社子会社（孫会社を含む）の取締役、監査役および使用人との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

4．新株予約権の取得の条件は次のとおりであります。

当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案が当社株主総会で承認された場合、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合（いずれも、株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別に定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

当社は、新株予約権の割当てを受けた者またはその相続人が、本総会決議及び取締役会決議に基づき当社と対象取締役、監査役及び使用人（顧問及び子会社使用人を含む）との間で締結する「新株予約権割当契約」による新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当社取締役会が別に定める日に、当該新株予約権を無償で取得することができる。

5. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、組織再編行為前の条件に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上調整して得られる再編後払込金額に上記に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる額とする。

新株予約権を行使することができる期間

組織再編行為前における新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、組織再編行為前における新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

組織再編行為前の条件に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要する。

新株予約権の取得の条件

組織再編行為前の条件に準じて決定する。

6. 当初付与した新株予約権80個のうち16個につきましては、第3四半期会計期間末までに退職または放棄により失権しております。
7. 平成19年4月28日付（1：5）で株式の分割により、各数値の調整を行っております。

## 取締役会の決議日（平成20年12月9日）（第7回新株予約権 Aプラン）

区分	第3四半期会計期間末現在 （平成21年4月30日）
新株予約権の数（個）	165
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	165（注）1
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1
新株予約権の行使期間	平成22年12月25日から 平成30年12月24日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価額 1 資本組入額 1
新株予約権の行使の条件	（注）2
新株予約権の譲渡に関する事項	（注）2
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）4

（注）1．当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端株については、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行うものとします。

2．新株予約権の行使条件および譲渡に関する事項は次のとおりであります。

本新株予約権者は、本新株予約権付与時より権利行使時までの間継続して当社または当社の関係会社の取締役、監査役または使用人であることを要する。

本新株予約権者が取締役、監査役または使用人の地位を喪失した場合であっても、以下の各号に定める事由に基づく場合には新株予約権を行使することができるものとする。

（イ）本新株予約権者である取締役および監査役が任期満了により退任した場合

（ロ）本新株予約権者が会社の承認に基づき関係会社へ移籍した場合

（ハ）本新株予約権者である使用人が定年退職した場合

（ニ）本新株予約権者である使用人がやむをえない業務上の都合により解雇された場合で取締役会が特に承認した場合

新株予約権の相続人による新株予約権の行使は認めない。

新株予約権者が法令または当社の内部規律に違反する行為を行った場合、新株予約権の行使は認めない。

新株予約権の質入れその他一切の処分は認めない。

その他の条件については、当社と当社の取締役、監査役および使用人ならびに当社子会社（孫会社を含む）の取締役、監査役および使用人との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

3．新株予約権の取得の条件は次のとおりであります。

当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案が当社株主総会で承認された場合、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合（いずれも、株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別に定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

当社は、新株予約権の割当てを受けた者またはその相続人が、本総会決議及び取締役会決議に基づき当社と対象取締役、監査役及び使用人（顧問及び子会社使用人を含む）との間で締結する「新株予約権割当契約」による新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当社取締役会が別に定める日に、当該新株予約権を無償で取得することができる。

4. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、組織再編行為前の条件に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該新株予約権の行使により交付される再編対象会社の株式1株当たりの再編後払込金額を1円とし、これに上記 に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

組織再編行為前における新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、組織再編行為前における新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

組織再編行為前の条件に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要する。

新株予約権の取得の条件

組織再編行為前の条件に準じて決定する。

## 取締役会の決議日（平成20年12月9日）（第7回新株予約権 Bプラン）

区分	第3四半期会計期間末現在 （平成21年4月30日）
新株予約権の数（個）	235
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	235（注）1
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1
新株予約権の行使期間	平成22年12月25日から 平成52年12月24日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価額 1 資本組入額 1
新株予約権の行使の条件	（注）2
新株予約権の譲渡に関する事項	（注）2
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）4

（注）1．当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端株については、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行うものとします。

2．新株予約権の行使条件および譲渡に関する事項は次のとおりであります。

新株予約権を行使することができる期間内であっても新株予約権者は、当社取締役または監査役を退任した日の翌日（以下、「権利行使開始日」）から10日を経過するまでの間に限り新株予約権を行使できる。

上記にかかわらず新株予約権者が平成52年11月24日までに権利行使開始日を迎えなかった場合、平成52年11月25日から平成52年12月24日までの間に限り新株予約権を行使できる。

後記3 に従って当社が新株予約権を無償で取得することとした場合には、その無償取得日以前の、別途取締役会において定める期間、新株予約権者は新株予約権を行使することができるものとする。

本新株予約権者は、本新株予約権付与時より新株予約権を行使することができる期間の開始日までの間、継続して当社または当社の関係会社の取締役、監査役または使用人であることを要する。

本新株予約権者が取締役、監査役または使用人の地位を喪失した場合であっても、以下の各号に定める事由に基づく場合には新株予約権を行使することができるものとする。

（イ）本新株予約権者である取締役および監査役が任期満了により退任した場合

（ロ）本新株予約権者が会社の承認に基づき関係会社へ移籍した場合

（ハ）本新株予約権者である使用人が定年退職した場合

（ニ）本新株予約権者である使用人がやむをえない業務上の都合により解雇された場合で取締役会が特に承認した場合

新株予約権の相続人による新株予約権の行使は認めない。

新株予約権者が法令または当社の内部規律に違反する行為を行った場合、新株予約権の行使は認めない。

新株予約権の質入れその他一切の処分は認めない。

その他の条件については、当社と当社の取締役、監査役及び使用人ならびに当社関係会社の取締役、監査役及び使用人との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

3．新株予約権の取得の条件は次のとおりであります。

当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案が当社株主総会で承認された場合、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合（いずれも、株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別に定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

当社は、新株予約権の割当てを受けた者またはその相続人が、本総会決議及び取締役会決議に基づき当社と対象取締役、監査役及び使用人（顧問及び子会社使用人を含む）との間で締結する「新株予約権割当契約」による新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当社取締役会が別に定める日に、当該新株予約権を無償で取得することができる。

4. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、組織再編行為前の条件に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該新株予約権の行使により交付される再編対象会社の株式1株当たりの再編後払込金額を1円とし、これに上記に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

組織再編行為前における新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、組織再編行為前における新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

組織再編行為前の条件に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要する。

新株予約権の取得の条件

組織再編行為前の条件に準じて決定する。

## 取締役会の決議日（平成20年12月9日）（第7回新株予約権 Cプラン）

区分	第3四半期会計期間末現在 （平成21年4月30日）
新株予約権の数（個）	585
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	585（注）1
新株予約権の行使時の払込金額（円）	71,016（注）2
新株予約権の行使期間	平成22年12月25日から 平成30年12月24日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価額 71,016 資本組入額 35,508
新株予約権の行使の条件	（注）3
新株予約権の譲渡に関する事項	（注）3
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）5

（注）1．当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端株については、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行うものとします。

2．当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により1株当りの払込金額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後1株当り払込金額} = \text{調整前1株当り払込金額} \times \frac{1}{\text{分割または併合の比率}}$$

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める払込金額の調整を行うものとします。

3．新株予約権の行使条件および譲渡に関する事項は次のとおりであります。

本新株予約権者は、本新株予約権付与時より権利行使時までの間継続して当社または当社の関係会社の取締役、監査役または使用人であることを要する。

本新株予約権者が取締役、監査役または使用人の地位を喪失した場合であっても、以下の各号に定める事由に基づく場合には新株予約権を行使することができるものとする。

新株予約権の相続人による新株予約権の行使は認めない。

新株予約権者が法令または当社の内部規律に違反する行為を行った場合、新株予約権の行使は認めない。

新株予約権の質入れその他一切の処分は認めない。

その他の条件については、当社と当社の取締役、監査役および使用人ならびに当社子会社（孫会社を含む）の取締役、監査役および使用人との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

4．新株予約権の取得の条件は次のとおりであります。

当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案が当社株主総会で承認された場合、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合（いずれも、株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別に定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

当社は、新株予約権の割当てを受けた者またはその相続人が、本総会決議及び取締役会決議に基づき当社と対象取締役、監査役及び使用人（顧問及び子会社使用人を含む）との間で締結する「新株予約権割当契約」による新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当社取締役会が別に定める日に、当該新株予約権を無償で取得することができる。

平成20年12月25日から平成22年12月24日までの間のいずれかの日の大阪証券取引所における当社株式普通取引の終値が、40,000円を下回った場合には、当社は新株予約権を無償で取得できるものとする。

5. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
- 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案の上、組織再編行為前の条件に準じて決定する。
- 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上調整して得られる再編後払込金額に上記に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる額とする。
- 新株予約権を行使することができる期間  
組織再編行為前における新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、組織再編行為前における新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
組織再編行為前の条件に準じて決定する。
- 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要する。
- 新株予約権の取得の条件  
組織再編行為前の条件に準じて決定する。
6. 当初付与した新株予約権600個のうち15個につきましては、第3四半期会計期間末までに退職または放棄により失権しております。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
平成21年2月1日～ 平成21年4月30日	-	168,220	-	2,717,946	-	1,653,007

(5) 【大株主の状況】

当第3四半期会計期間において、インベスコ投信投資顧問株式会社から平成21年4月21日付の大量保有報告書の写しの送付があり、平成21年4月15日現在で7,589株を保有している旨の報告を受けておりますが、株主名簿の記載内容が確認できないため、当社として実質所有株式数の確認ができません。

なお、インベスコ投信投資顧問株式会社の大量保有報告書の写しの内容は以下のとおりであります。

大量保有者	インベスコ投信投資顧問株式会社
住所	東京都港区虎ノ門四丁目3番1号 城山トラストタワー25階
保有株券等の数	株式 7,589株
株券等保有割合	4.51%

(6) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成21年1月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成21年4月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 3,047	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 165,173	165,173	-
単元未満株式	-	-	-
発行済株式総数	168,220	-	-
総株主の議決権	-	165,173	-

【自己株式等】

平成21年4月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社ビットアイル	東京都港区東新橋1丁目 9-2	3,047	-	3,047	1.81
計	-	3,047	-	3,047	1.81

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成20年 8月	9月	10月	11月	12月	平成21年 1月	2月	3月	4月
最高(円)	99,500	102,900	95,000	73,800	72,000	96,900	97,500	77,800	70,000
最低(円)	84,000	86,900	61,000	61,800	59,000	64,800	70,500	57,700	59,900

(注) 最高・最低株価は、大阪証券取引所ヘラクレスにおけるものであります。

3 【役員状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までの役員の異動は、次のとおりであります。

(1) 役職の異動

新役名	新職名	旧役名	旧職名	氏名	異動年月日
代表取締役社長兼CEO	-	代表取締役社長	-	寺田 航平	平成20年11月18日
代表取締役副社長兼COO	-	取締役副社長	-	天野 信之	平成20年11月18日
取締役CFO	-	取締役	社長室長	清田 卓生	平成20年11月18日
取締役CTO	-	取締役	-	安藤 卓哉	平成20年11月18日

## 第5【経理の状況】

### 1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

### 2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第3四半期連結会計期間（平成21年2月1日から平成21年4月30日まで）及び当第3四半期連結累計期間（平成20年8月1日から平成21年4月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】  
 (1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成21年4月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年7月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	3,604,123	1,014,574
売掛金	181,708	221,826
その他	690,177	226,542
貸倒引当金	9,368	13,347
流動資産合計	4,466,640	1,449,595
固定資産		
有形固定資産		
建物(純額)	14,427,174	6,752,342
工具、器具及び備品(純額)	1,098,439	757,291
建設仮勘定	344,455	4,945,621
その他(純額)	85,971	59,312
有形固定資産合計	15,956,041	12,514,567
無形固定資産		
のれん	16,112	19,544
その他	274,819	128,647
無形固定資産合計	290,931	148,192
投資その他の資産		
投資有価証券	304,281	737,236
その他	1,950,593	2,039,453
貸倒引当金	87,869	42,237
投資その他の資産合計	2,167,005	2,734,452
固定資産合計	18,413,977	15,397,212
資産合計	22,880,618	16,846,807
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払金	427,288	498,913
短期借入金	4,089,910	5,213,410
未払法人税等	2,602	517,882
賞与引当金	80,536	47,495
その他	546,556	494,977
流動負債合計	5,146,893	6,772,678
固定負債		
長期借入金	12,015,400	4,571,530
固定負債合計	12,015,400	4,571,530
負債合計	17,162,293	11,344,208

(単位：千円)

前連結会計年度末に係る  
要約連結貸借対照表  
(平成20年7月31日)

当第3四半期連結会計期間末  
(平成21年4月30日)

純資産の部

株主資本

資本金

2,717,946

2,711,696

資本剰余金

1,653,007

1,646,757

利益剰余金

1,505,643

1,347,557

自己株式

231,065

261,178

株主資本合計

5,645,531

5,444,833

新株予約権

72,792

57,572

少数株主持分

-

192

純資産合計

5,718,324

5,502,599

負債純資産合計

22,880,618

16,846,807

( 2 ) 【 四半期連結損益計算書 】  
【 第 3 四半期連結累計期間 】

( 単位 : 千円 )

	当第 3 四半期連結累計期間 ( 自 平成20年 8 月 1 日 至 平成21年 4 月30日 )
売上高	5,712,921
売上原価	4,332,493
売上総利益	1,380,428
販売費及び一般管理費	<sup>1</sup> 770,569
営業利益	609,858
営業外収益	
受取利息	20,855
受取配当金	275
その他	2,370
営業外収益合計	23,501
営業外費用	
支払利息	163,986
持分法による投資損失	21,432
その他	223
営業外費用合計	185,641
経常利益	447,718
特別利益	
投資有価証券売却益	107,093
特別利益合計	107,093
特別損失	
固定資産除却損	8,364
事務所移転費用	13,000
貸倒引当金繰入額	13,187
投資有価証券評価損	46,477
特別損失合計	81,029
税金等調整前四半期純利益	473,782
法人税等	<sup>2</sup> 235,144
少数株主損失 ( )	192
四半期純利益	238,830

## 【第3四半期連結会計期間】

(単位：千円)

	当第3四半期連結会計期間 (自 平成21年2月1日 至 平成21年4月30日)
売上高	1,996,299
売上原価	1,655,181
売上総利益	341,117
販売費及び一般管理費	<sup>1</sup> 256,806
営業利益	84,311
営業外収益	
受取利息	5,956
受取配当金	275
その他	425
営業外収益合計	6,657
営業外費用	
支払利息	62,879
持分法による投資損失	5,665
営業外費用合計	68,545
経常利益	22,424
特別利益	
貸倒引当金戻入額	499
特別利益合計	499
特別損失	
投資有価証券評価損	45,599
特別損失合計	45,599
税金等調整前四半期純損失( )	22,675
法人税等	<sup>2</sup> 6,415
四半期純損失( )	16,260

## (3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

当第3四半期連結累計期間  
 (自 平成20年8月1日  
 至 平成21年4月30日)

営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前四半期純利益	473,782
減価償却費	699,996
のれん償却額	3,432
株式報酬費用	15,219
貸倒引当金の増減額(は減少)	42,223
賞与引当金の増減額(は減少)	33,040
受取利息及び受取配当金	21,130
支払利息	163,986
持分法による投資損益(は益)	21,432
投資有価証券売却損益(は益)	107,093
固定資産除却損	8,364
移転費用	13,000
投資有価証券評価損益(は益)	46,477
売上債権の増減額(は増加)	40,117
未収消費税等の増減額(は増加)	393,355
未払金の増減額(は減少)	79,192
その他	74,617
小計	1,034,918
利息及び配当金の受取額	11,637
利息の支払額	164,206
移転費用の支払額	13,000
法人税等の支払額	810,045
営業活動によるキャッシュ・フロー	59,303
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	5,987,515
有形固定資産の売却による収入	1,838,534
無形固定資産の取得による支出	139,775
投資有価証券の取得による支出	31,900
投資有価証券の売却による収入	504,038
貸付金の回収による収入	12,223
差入保証金の回収による収入	65,289
その他	12,889
投資活動によるキャッシュ・フロー	3,751,993

(単位：千円)

当第3四半期連結累計期間  
(自 平成20年8月1日  
至 平成21年4月30日)

財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入れによる収入	12,600,000
短期借入金の返済による支出	14,820,000
長期借入れによる収入	9,200,000
長期借入金の返済による支出	659,630
株式の発行による収入	12,500
自己株式の処分による収入	24,000
自己株式の取得による支出	74,632
財務活動によるキャッシュ・フロー	6,282,237
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	2,589,548
現金及び現金同等物の期首残高	1,014,574
現金及び現金同等物の四半期末残高	3,604,123

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第3四半期連結累計期間 (自 平成20年8月1日 至 平成21年4月30日)
1. 持分法の適用に関する事項の変更	<p>持分法非適用関連会社 持分法非適用関連会社の変更</p> <p>株式会社メディアイノベーションについては、同社が実施した自己株式取得の結果、当社の議決権所有割合が上昇し平成20年8月12日に当社の関連会社となりました。その後、平成20年11月25日に株式会社アミーズマネジメントが実施する公開買付けに応募し、メディアイノベーション株式の一部を譲渡した結果、議決権所有割合が低下したため当社の関連会社ではなくなりました。従って、財務及び営業又は事業の方針決定に対する影響が一時的であると認められるため、当第3四半期連結累計期間において持分法の適用範囲から除いております。</p>
2. 会計処理基準に関する事項の変更	<p>重要な資産の評価基準及び評価方法の変更</p> <p>たな卸資産</p> <p>通常の販売目的で保有するたな卸資産については、従来、主として個別法による原価法を採用しておりましたが、第1四半期連結会計期間より、「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 平成18年7月5日(公表分))が適用されたことに伴い、主として個別法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)により算定しております。これによる損益に与える影響はありません。</p>

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

	当第3四半期連結累計期間 (自 平成20年8月1日 至 平成21年4月30日)
税金費用の計算	<p>税金費用については、当第3四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税金等調整前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税金等調整前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。なお、法人税等調整額は法人税等を含めて表示しております。</p>

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第3四半期連結会計期間末 (平成21年4月30日)	前連結会計年度末 (平成20年7月31日)
有形固定資産の減価償却累計額は、2,454,854千円です。	有形固定資産の減価償却累計額は、1,782,559千円です。

(四半期連結損益計算書関係)

当第3四半期連結累計期間 (自平成20年8月1日 至平成21年4月30日)	
1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりです。	
給与手当	208,650千円
賞与引当金繰入額	37,428千円
貸倒引当金繰入額	29,035千円
2 税金費用については、四半期連結財務諸表の作成に特有の会計処理により計算しているため、法人税等調整額は「法人税等」に含めて表示しております。	

当第3四半期連結会計期間 (自平成21年2月1日 至平成21年4月30日)	
1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりです。	
給与手当	71,571千円
賞与引当金繰入額	12,944千円
貸倒引当金繰入額	6,926千円
2 税金費用については、四半期連結財務諸表の作成に特有の会計処理により計算しているため、法人税等調整額は「法人税等」に含めて表示しております。	

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間 (自平成20年8月1日 至平成21年4月30日)	
現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成21年4月30日現在)	
(千円)	
現金及び預金勘定	3,604,123
現金及び預金同等物	3,604,123

(株主資本等関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成21年4月30日)及び当第3四半期連結累計期間(自平成20年8月1日至平成21年4月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数

普通株式 168,220株

2. 自己株式の種類及び株式数

普通株式 2,647株

3. 新株予約権等に関する事項

ストック・オプションとしての新株予約権

新株予約権の四半期連結会計期間末残高 親会社 72,792千円

4. 株主資本の金額の著しい変動

資本効率の向上を通じ株主の皆様への利益還元を図るとともに、将来の新株予約権(ストックオプション)の権利行使に備える等、経営環境の変化に対応した資本政策の実行を可能とするため、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条第1項の規定に基づき、平成20年8月4日開催の取締役会において自己株式を取得することを決議し、次のとおり実施いたしました。

1. 取得株式の種類 当社普通株式

2. 取得株式の総数 807株

3. 取得価額の総額 74,632千円

4. 取得期間 平成20年8月5日から平成20年9月2日まで

5. 取得方法 市場買付

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

当第3四半期連結会計期間(自平成21年2月1日至平成21年4月30日)及び当第3四半期連結累計期間(自平成20年8月1日至平成21年4月30日)

当社及び連結子会社の事業は、総合ITアウトソーシング事業の単一事業であります。従いまして開示対象となるセグメントはありませんので、記載を省略しております。

【所在地別セグメント情報】

当第3四半期連結会計期間(自平成21年2月1日至平成21年4月30日)及び当第3四半期連結累計期間(自平成20年8月1日至平成21年4月30日)

在外子会社及び在外支店がないため、記載を省略しております。

【海外売上高】

当第3四半期連結会計期間(自平成21年2月1日至平成21年4月30日)及び当第3四半期連結累計期間(自平成20年8月1日至平成21年4月30日)

海外売上高がないため、記載を省略しております。

(有価証券関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成21年4月30日)

著しい変動がないため、記載を省略しております。

(デリバティブ取引関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成21年4月30日)

当社グループは、デリバティブ取引にはヘッジ会計を適用しているため、該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

当第3四半期連結会計期間(自平成21年2月1日至平成21年4月30日)

ストック・オプションに係る当第3四半期連結会計期間における費用計上額及び科目名

売上原価 560千円

販売費及び一般管理費 3,935千円

( 1 株当たり情報 )

1 . 1 株当たり純資産額

当第 3 四半期連結会計期間末 (平成21年 4 月30日)	前連結会計年度末 (平成20年 7 月31日)
1 株当たり純資産額 34,096.93 円	1 株当たり純資産額 33,012.99 円

2 . 1 株当たり四半期純利益金額又は 1 株当たり四半期純損失金額等

当第 3 四半期連結累計期間 (自 平成20年 8 月 1 日 至 平成21年 4 月30日)	当第 3 四半期連結会計期間 (自 平成21年 2 月 1 日 至 平成21年 4 月30日)
1 株当たり四半期純利益金額 1,448.29 円 潜在株式調整後 1 株当たり四半期 純利益金額 1,428.04 円	1 株当たり四半期純損失金額 98.30 円 なお、潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額に ついては、潜在株式は存在するものの 1 株当たり四半期 純損失であるため記載しておりません。

(注) 1 株当たり四半期純利益金額又は 1 株当たり四半期純損失金額及び潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第 3 四半期連結累計期間 (自 平成20年 8 月 1 日 至 平成21年 4 月30日)	当第 3 四半期連結会計期間 (自 平成21年 2 月 1 日 至 平成21年 4 月30日)
1 株当たり四半期純利益金額又は 1 株当たり四半期 純損失金額		
四半期純利益又は四半期純損失 ( ) (千円)	238,830	16,260
普通株主に帰属しない金額 (千円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益又は四半期純損失 ( ) (千円)	238,830	16,260
普通株式の期中平均株式数 (株)	164,905	165,412
潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益調整額 (千円)	-	-
普通株式増加数 (株)	2,338	-
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当 たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株 式で、前連結会計年度末から重要な変動があったも のの概要	-	-

( 重要な後発事象 )

該当事項はありません。

( リース取引関係 )

当第 3 四半期連結累計期間 (自 平成20年 8 月 1 日 至 平成21年 4 月30日)

リース取引残高が前連結会計年度末に比べて著しい変動が認められないため、記載を省略しております。

2 【その他】

該当事項はありません。

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

平成21年6月9日

株式会社ビットアイル

取締役会 御中

監査法人トーマツ

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 津田 良洋 印

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 香川 順 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ビットアイルの平成20年8月1日から平成21年7月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成21年2月1日から平成21年4月30日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成20年8月1日から平成21年4月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ビットアイル及び連結子会社の平成21年4月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。